

世田谷介護ネットニュース

第10号

発行日：平成21年2月23日

発行：世田谷区介護サービスネットワーク

事務局：世田谷区社会福祉事業団

世田谷区福祉人材育成・研修センター

連絡先：東京都世田谷区世田谷1-23-2

電話：(03)5450-8575

平成20年度 第3回全体会報告

平成20年度第3回全体会が「高齢者の権利擁護について学ぼう！」と題して11月25日に世田谷区民会館集会室で開催されました。

区からの情報提供、各部会からの報告に続いて東京社会福祉士会ばあとなあ東京の中村一孝さんから「成年後見・任意後見制度について」と題して、判断力が低下した高齢者を守る仕組みとして介護保険制度と同時に始まった本制度の説明がありました。この制度を利用することにより、高齢者の財産管理や身上監護(福祉サービスの利用など)を家庭裁判所が任命する専門職などに任せることができます。まだ利用者は少ないようですが、介護の現場からの情報で制度の利用が進むと高齢者を「振り込め詐欺」などから守れるだけで

なく、適切な介護サービス等の利用もできるようになります。現場で高齢者に接することの多いケアマネジャー、訪問介護員やサービス提供責任者などが本制度をよく理解することが必要と感じました。

次いで世田谷区社会福祉協議会から「あんしん世田谷(地域福祉権利擁護事業)の説明をいただきました。判断力はあるけれども健康などに不安がある高齢者の金銭管理や書類の預かりなどのサービスがあります。

最後に消費生活課から高齢者の消費被害についての説明がありました。

これらの制度を活用して高齢者の生活と権利を守るために、介護の現場も連携しなければならないと感じた全体会でした。

明日から役立つヘルパー研修報告

「さあ！皆さん。この会場に居る方全員と自己紹介して握手してください」と言う中井先生の第1声で始まりました。第3回明日から役立つヘルパー研修「ふれあいコミュニケーション」は2月12日(木)18:30~20:30参加者34名で行い、最初から和やかな雰囲気です。

この研修は、日ごろ利用者とのコミュニケーション・接遇など、現場でどのように対応していけばいいのかと、暖かい気持ちの通い合ったコミュニケーションについて学びたいと言う目的で、看護ふれあい学上級講座(インストラクター)中井喜美子先生に講師をお願いしました。

冒頭の全員挨拶は「私や、事業団の事務局の方と握手した人、全員と言いましたよね」と、先生や事業団の方には挨拶なくいいと思ってしまった参加者のコミュニケーションの“ずれ”を指摘されました。この、体験で、最初から参加者の皆さんの笑顔やわらいごえで一挙に緊張感がほぐれ、引き続き「コミュニケーションを阻む12の手助けの試み」をグループに分かれてロールプレイングすることにより、私たちが日々、何気に掛けている言葉で相手に嫌な感情を抱かせていたことを体感しました。そして、能動的な聞き方」というものも体感しました。それは、相手の言葉を捉え「 が嫌なのですね・・・」「何ですね」

と相手の言葉で来る返し確認することにより落ち着かれてくる。そして、効果的なメッセージとして、はっきり「私はルールを守りたいので、はできません」と言う風に伝えること。最後に「あなたのことを心配しています。」と伝えることが大切と言うことを学びました。



参加者の方のアンケートにも実際に体験できてよかった。明日から役に立てると言う回答が多かったです。言葉は難しいです。人に伝える、理解することの難しさも同時に学んだ気がします。

この研修を最後に、20年度の研修は全て終了しました。ご参加くださいました皆様ありがとうございました。講師の先生方もありがとうございました。

研修は本当に大切です。また、頑張って役に立った研修企画していきます。21年度もよろしく願いいたします。

研修グループ代表 宮川 英子
(ライフサポートやすらぎ烏山)

連載 感染症一口メモ(3)

感染症グループ

花粉症の季節になりました

目のかゆみ、くしゃみ、鼻水、鼻づまりなどの症状がありましたら、それは花粉症かもしれません。

花粉症の原因となる植物は 50～60 といわれています。スギ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカバなどがありますが、80%はスギが原因といわれています。発症原因は、アレルギー体質ということもあげられますが、環境、食生活の乱れ、ストレスなども大きく関係しています。



【予防法】

花粉を浴びないことが一番の予防法ですが、ほとんどの人が不可能です。以下の項目を参考に、なるべく花粉を回避しながら上手に花粉の時季を乗り切りましょう。

外出時はマスク、眼鏡、帽子、マフラーを着用しましょう。

花粉を家の中に入れない。

たばこ、お酒は控えましょう。

バランスのとれた食生活を送りましょう。

・ ・ ・ ちょっと耳寄りな情報 ・ ・ ・

無意識に口呼吸をしているかな？と心あたりのある方は、鼻呼吸に変えるリハビリをすることで改善されるという情報があります。お試しあれ！

連載 「障害者自立支援法と介護保険の諸問題」 (障害に特化したサービス提供)

(株)世田谷介護サービス 城田直己

65歳以上の方々は労災を除き殆どの場合、他法に同等のサービスがある場合は介護保険が優先されます。しかし、同等のサービスといえども法律が違えば内容も若干違って来るもので、私の知っている方々も年齢到達し制度移行(自立支援法 介護保険)される際に問題が起こるケースが多く見られます。今回はその中のひとつの壁として障害に特化したサービス提供についてお話し致します。

ADLは高いけれども固有・個別の支援を必要とする方々が多くいらっしゃいます。例として精神障害や知的障害、聴覚や視覚に障害をお持ちの方々や高次脳機能障害者等です。

これらの方々は立位・座位・歩行・着脱・入浴・排泄等の基本的な日常生活動作は自立していても支援が不要というわけではなく状況に応じた介助・見守り・一部介助・声かけ・促し等が必要になってきます。サービス内容を例に挙げると高次脳機能障害者の振り返りや精神・知的障害者の行動援護の様な障害に特化したサービスは

厚生労働省発布の老計第10号には当然の事ながら載っていません。自立支援法は障害に特化した法律である為、対象者が自立した生活を営む事ができるように設定されているので支援内容もホームヘルプを例にとると利用区分は指定されてしまうものの(身体・家事・通院【介護あり・なし】・行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援)と区分が7つもあるのに対し介護保



険では身体介護と生活援助の2つしかありません。区分の種類を見ただけでも利用できるサービスが制限されてしまうような気がします。

しかし全ての障害に特化したサービス提供が介護保険法内のサービスとしてNGとなるわけではありません。大切なのは医師の意見書や認定調査員の特記事項、担当ケアマネージャーのケアプランに「によりが必要である」と言ったような明確な位置づけがあり、さらに各サービス提供事業者のサービス計画書にその事が落とし込まれていれば提供可能なサービスもあると思われます。判断に困るような場合には区役所等の公的機関へ相談するのも良いと思います。地域生活支援事業や困難ケースの場合には特例措置等が適用になる場合もあるようです。最も大切な事は対象者に関わる人々が「この人にはこういう援助が



必要なんだ！」という気持ちで臨む事です。その為には職種や会社を超えた横の連携が不可欠であり、その連携の中の一つとして世田谷区介護サービスネットワークも機能する事ができれば嬉しい限りです。



世田谷区からのお知らせ

受給資格等の確認の確実な実施について

各運営基準では、サービスの提供を求められた際は、被保険者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無等確かめるものとされています。

資格・認定の異動の把握漏れ等が生じると、予期せぬ返戻等の要因となります。居宅介護支援以外の事

業者の皆様も被保険者証の確認は義務づけられております。

各サービス事業者・施設の皆様には、毎月の確実な証の確認をお願いいたします。



居宅サービス計画作成依頼届出について



認定期間の更新が行われず、新規申請となった場合、新たに居宅サービス計画作成依頼届出が必要となります。

国保連で審査を行う受給者台帳

上の居宅介護支援事業者等の管理期間の更新は、システム処理より行っております。

1日でも間隔が空いた場合、新規扱いとなり、計画作成依頼届出が必要となりますので、ご注意ください。

平成21年度介護報酬改定等に関する介護保険サービス事業者・施設説明会について

区内の介護保険サービス事業者・施設の管理者を対象に、平成21年度介護報酬改定等に関する区主催説明会を開催します。

日時 平成21年3月17日(火) 9時30分～13時

受付開始：午前9時

場所 世田谷区民会館 ホール

内容

- (1) 平成21年度介護報酬改定等について
- (2) 平成21年度世田谷区施策(高齢者福祉・介護保険関係)について
- (3) その他

開催通知は、区内介護保険サービス事業所・施設の管理者(代理出席可)宛て、直近のワムネット情報を基に、2月下旬に郵送します。



ケアマネジメントにおける医療と福祉の連携シンポジウムのご案内

日時 平成21年3月2日(月) 午後7時～午後9時

(開場 午後6時30分)

場所 世田谷区民会館 ホール

内容 第1部 基調講演

「(仮)クリティカルパス」

公立学校共済組合関東中央病院精神科
織茂智之 先生

第2部 パネルディスカッション

テーマ「(仮題)認知症発見の地域連携」



《コーディネーター》

公立学校共済組合関東中央病院精神科

織茂智之 先生

申し込み 区内居宅介護支援事業所にはケアマネ研修としての開催通知をFAXします。

上記以外の方は直接会場へお越しください。

世田谷区保健福祉部介護保険課 5432-2299

リレー随想

さくら 介護用具と排せつ用品 渋谷健吾

明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

福祉用具事業所という事もあり、用具や補助具、使用方法などについて様々なご相談をお受けします。入浴時や室内外での転倒防止。シューズ、トイレ、手すり、車いす、排泄などですが、特に多いのが軽失禁（尿もれ）についてのご相談です。健康な方や男女問わず、ご苦労されているのがご相談からも伺えます。ここでワンポイントアドバイス！（予防・改善体操）軽失禁にはタイプ別に5種類ありますが、その中

も多いのが「腹圧性尿失禁」です。くしゃみ、咳、笑うなどおなかに力がかかった時に漏れてしまうタイプです。これは骨盤低筋を鍛え直すことで、予防・改善ができます。体位は問いませんので、楽な姿勢でおこなってください。「身体の力を抜いて、肛門・膣・尿道を締めます。10秒位締めたらゆるめます。締める～ゆるめるを5分～10分程度繰り返します。」（肛門を締めるイメージです。）時間のある時で結構ですが、できるだけ毎日体操してください。1ヶ月～遅くても3ヶ月位で効果が実感できます。今現在症状がない方も予防になります。是非お試しください。次回はウェルフェール介護事業部の山崎哲也さんにバトンタッチ。

研修情報・イベント情報

【世田谷区介護サービスネットワークのイベント】

1 第5回全体会

「介護保険制度改正内容の徹底理解」

平成21年3月23日（月）18:30～20:30

会場：世田谷区民会館集會室



通所連絡会研修報告

平成21年1月20日火曜日にせたがや通所連絡会では「松聲館（しょうせいかん）」所属の北川 智久先生をお迎えして実施しました。テーマは『今日から使える古美術介護』を取り上げました。

まずは、普段介護の現場にいる皆様の介護動作を否定するものではなく介護実践のヒントにさせていただければと。さて実践する前にデモンストレーション。見た目50kg前後の非力そうな先生に介護現場の猛者（推定90kg前後）が力負けするのを目の当たりにしました。一点の力に頼るのではなく全身の筋力を有効に使い無理なく身体を使うという事を学びました。腕の使い方には目から鱗でした。

また横臥位から端座位、起こす、座位からの車椅子移乗等々介護現場での実践も学び、我々は日々の介助で腰や肩、首などを痛めがちですが、この方法を実践する事により負担を軽減できる！と参加者のほとんどの方が感じたようです。

また『この研修をシリーズ化してほしい』『腰に負担がかりにくい実践ができる』等々の研修参加者からの声もありました。今後も通所連絡会では定期的に研修会等々を開催する予定です。連絡会入会のご検討もよろしくお願いたします。



世田谷区介護サービスネットワーク入会のご案内

入会資格：世田谷区民に介護サービスを提供する介護保険事業者（正会員）又は関連サービスを提供する事業者（準会員）

新規ご入会の場合 入会金 5,000円

（正会員、準会員とも） 年会費 5,000円

継続の場合 年会費 5,000円

詳しい問い合わせは、世田谷区社会福祉事業団

世田谷区福祉人材育成・研修センターまで。

電話：03(5450)8575、FAX：03(5450)8237

ホームページ：www.setagayaj.or.jp/kaigo/

入会のメリット！！！！

- 1) 事業所間の情報交換・共有ができます。
- 2) これからの介護事業所間連携を深める上で必要な「顔の見える関係」をつくることができます。
- 3) 行政からの情報をいち早く入手できます。
- 4) 現場に即した各種研修に職員を安価に派遣できます。などなど。

会員数：261（平成21年2月23日現在）

編集担当から

皆様お待ちかね ほんとかつ！の、介護ニュースです。

急にばかばか陽気だったり、風がつよく自転車まっすぐ走れなかったりするなか、早くも花粉が吹

き飛んでいます。そして、そして、梅の花が可愛

く咲いて言えるのを見るとうれしくなります。

強風にも負けずにがんばってるんだね。

私もがんばろっ！

問い合わせ先

世田谷区社会福祉事業団

世田谷区福祉人材育成・研修センター

電話:03(5450)8575、FAX:03(5450)8237